

地域密着型サービス事業所の指定について

地域密着型サービス事業者の指定について

【認知症対応型共同生活介護（グループホーム）】

1. 指定申請の概要

所在地	境港市上道町2053番地6（平成30年2月1日開設予定）
事業所の名称	グループホームみなと
事業主体	社会福祉法人こうほうえん
サービス種別	認知症対応型共同生活介護
定員	9人（1ユニット）
その他	本事業所は、平成12年4月1日から「グループホームせいどう」として認知症対応型共同生活介護を行っていたが、平成30年3月から同施設を小規模多機能型居宅介護事業所にするに伴い移転することになった。移転先である「みなと幸朋苑」の短期入所は平成30年1月末で廃止予定である。

2. 人員基準

（1）介護職員 … 常勤8名配置（常勤換算後8人）

共同生活住居毎に、常勤換算で、利用者：介護職員＝3：1以上の比率で配置すること。
尚、夜間（午後6時～10時）及び深夜（午後10時～午前6時）の時間帯は、利用者の人数に関わらず「通常の（宿直勤務ではない）勤務者」を常時1人以上配置する必要があります。

※常勤換算とは、勤務延べ時間数（＝サービス提供に従事する合計時間数）をその事業所の一般常勤職員の所定労働時間で除して、非常勤職員又はパート職員の人数を一般常勤職員の人数に換算した数値です。

（2）管理者（兼務） … 認知症対応型サービス事業管理者研修修了者

共同生活住居毎に、専従の常勤管理者（認知症介護の経験3年以上で、厚生労働省指定の研修受講者に限る）を配置すること。
※利用者に支障が無い場合は、常勤管理者と計画作成担当者の兼務が認められます。

（3）計画作成担当者（兼務） … 介護支援専門員

共同生活住居毎に、計画作成担当者（厚生労働省指定の研修受講者に限る）を配置すること。
※計画作成担当者のうち1人以上は、介護支援専門員（ケアマネージャー）でなければなりません。

（4）代表者 … 認知症対応型サービス事業開設者研修修了者

介護業務従事経験者又は介護事業経営経験者で、厚生労働省指定の研修受講者であること。
※他の職務との兼務でも可です。

3. 設備基準

部屋の種類	面積
居室数（面積）	9（14.6 m ² ）
食堂・居間（面積）	1（48.0 m ² ）
トイレ数（面積）	9（2.3 m ² ）
浴室数（面積）	1（10.0 m ² ）

非常災害設備

- ・ 自動火災通報知機
- ・ 消防機関に通報する火災報知機
- ・ スプリンクラー

- ・ 1事業所当たり、ユニット（共同生活住居）の数が2以下であること。
- ・ 1ユニット（共同生活住居）は、定員が5人以上9人以下であり、居室、居間、食堂、台所、便所、洗面設備、浴室、事務室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有すること。
- ・ 居室は、原則として個室（但し、夫婦で利用する場合は2人部屋でも可）とし、床面積が7.43 m²以上（和室の場合は4.5畳以上）あること。

4. 運営基準

- ・ 運営推進会議 … 市職員、包括支援センター職員、地域住民代表者を含む構成（2か月に1回）員を予定
- ・ 職員研修 … 経験に応じた研修を受講
- ・ 協力医療機関 … 矢島医院、ふれあいクリニックやざき
- ・ 歯科協力医療機関 … あい・あだちデンタルクリニック

- ・ 市町村職員、地域包括支援センター職員、地域住民代表者等で構成される運営推進会議の確実な設置が見込まれること。
- ・ 各利用者に応じた認知症対応型共同生活介護計画が作成されていること。
- ・ 利用申込者の入居に際して、主治医の診断書により利用者が認知症であることを確認していること。
- ・ 入退きの記録を利用者の被保険者証に記載していること。
- ・ 運営規程の概要、職員の勤務体制、苦情処理体制、事故発生時の対応、衣食住等の費用などについて事前説明を行ない、予め利用者の同意を得た上でサービス提供していること。
- ・ 介護職員の資質向上の為に研修の機会を確保していること。
- ・ 入居定員及び居室の定員を超えてサービス提供を行わないこと。